

佐野市 (栃木県)

(2005年6月10日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年2月28日	合併の方式：新設・編入	<p>旧葛生町 旧田沼町 旧佐野市</p>
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：125,671人(高齢化率 ⁽²⁾ 19.5%)	面積 ⁽³⁾ ：356.07 k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：32人(法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,016人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.705%	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：42,692,000千円		
うち、地方税15,583,628千円、地方交付税5,533,000千円		
合併特例債 普通建設事業 発行予定額160百万円 / 同限度額350.7百万円 基金 発行予定額18.5百万円 / 同限度額29.3百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業4.3%、第二次産業42.3%、第三次産業53.4%		

(出典)(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：2005年4月1日現在(6)：2002年～2004年度。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧佐野市	83,414人	17.8%	84.37k m ²	28人	630人	0.78	81.5%
旧田沼町	29,582人	21.3%	180.04k m ²	20人	235人	0.49	82.0%
旧葛生町	12,675人	26.7%	91.66k m ²	16人	130人	0.45	85.4%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的 < 地方分権推進、住民ニーズの広域化・高度化、行政改革 > 1997年12月に住民の代表が合併協議会を設置することについて署名を集め、それぞれの市長、町長に提出したことが発端となった。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと < 関係市町村間の合意、住民の理解、新事務所の位置 > < 最も重視したことの具体的な内容 > 住民の理解を得るための住民説明会や広報・広聴活動。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等 < 地域団体・経済団体等、首長、議会・議員 > < 合併推進の具体的な活動 > 青年会議所に所属する住民が中心となって、住民は発議により合併協議会設立を求めた。合併協議会設置後は、首長及び議会が中心となり、協議会において十分な協議により促進された。</p>

4 . 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
特になし。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
郡の構成市町村、 一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、 広域市町村圏の構成市町村の一部、 生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
1997 年 12 月、住民の代表が合併協議会を設置することについての署名をそれぞれの市長、町長に提出したこと（住民発議）が発端となった。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：1998 年 4 月 1 日～2005 年 2 月 27 日）	
住民発議等	<input checked="" type="checkbox"/> （ <input checked="" type="checkbox"/> 直接請求（青年会議所に所属する住民が中心）・住民発議）・無
構成メンバー	首長、助役各 1 名、議員各 6 名、住民各 5 名、都道府県職員（栃木県市町村課長）教育長、総務部（課）長、企画部（課）長 計 49 名
運営上の工夫	議事は全会一致を原則として十分な議論を尽くして進行した。
(7) 基本 5 項目（方式、 期日、 名称、 事務所の位置、 財産）	
< 協議を行ううえでの工夫 >	
～ については個々ではなく、一体のものとして協議した。	
< 協議開始および決定の時期 >	
	(方式) (期日) (名称) (位置) (財産)
協議開始：	02 年 6 月 02 年 6 月 02 年 6 月 02 年 6 月 03 年 8 月
合 意：	02 年 12 月 02 年 12 月 02 年 12 月 02 年 12 月 03 年 8 月
< 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 >	
	方式
合併協議会において編入合併を主張した佐野市が、新設合併を主張した田沼町及び葛生町に対して譲歩するというかたちで解決した。	
< 基本項目 「合併の方式」の決定理由 >	
	<input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入
合併協議会において編入合併を主張した佐野市が、新設合併を主張した田沼町及び葛生町に対して譲歩するというかたちで解決した。	

<p><基本項目 「合併の期日」の決定理由> 2005年2月28日合併</p> <p>電算システムの切替に支障をきたさぬように2月中旬から3月上旬の月曜日と限定し、合併協議の進捗状況や各課の事務執行の都合等を調査し、合併の特定日を設定した。</p>				
<p><基本項目 「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募有・無</p> <p>決定手続： 合併協議会において決定した。</p> <p>選定理由： 「佐野市」とする佐野市の主張が承認された。</p>				
<p><基本項目 「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設・新規建設</p> <p>当分の間、現在の佐野市役所の位置とする。庁舎は、本庁舎及び田沼庁舎・葛生庁舎を置くものとする。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>分庁舎とし、各庁舎に総合窓口を設置した。</p>				
<p><基本項目 「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし</p>				
<p>(8) 新市建設計画(計画の対象：全市 or 編入された区域 *編入合併の市のみ)</p>				
<p>計画の期間： 10カ年</p> <p>理由 合併特例債の発行が可能な期間が10年間であるため。</p>				
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>住民から公募した委員で構成された「新市計画住民懇話会」を組織し、意見やアイデアを反映させた。</p>				
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>特になし。</p>				
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>公募による3市町の住民で構成された「新市計画住民懇話会」がまとめた提言を参考にし、策定した。</p>				
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容></p> <p>既に策定・実施されている3市町の振興計画を尊重し、原則として計画や施策の継続性について配慮した。</p>				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	41,548	43,988	36,104	34,913
地方税	16,077(38.7)	15,855(36.0)	15,719(43.5)	15,335(43.9)
地方交付税	7,271(17.5)	6,702(15.2)	6,701(18.6)	7,110(20.4)
歳出合計	39,745	43,988	36,104	34,913
人件費	9,612(24.2)	9,630(21.9)	9,118(25.3)	8,554(24.5)
(参考：一般職員数)	(995人)	-	-	-
公債費	4,840(12.2)	4,816(10.9)	5,125(14.2)	5,241(15.0)
普通建設事業費	7,639(19.2)	9,996(22.7)	4,261(11.8)	2,558(7.3)

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布 (全 16 号。配布方法：各市町の広報発行日に合わせて全戸配布) ・ 住民説明会の開催 (延べ 28 回開催、延べ 1,659 人参加) ・ H P の開設 (2002 年 6 月開設、随時定期更新) ・ その他 (具体的に：住民説明会用パンフレット、新市建設計画の全戸配布、ケーブルテレビ放映 等) 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
県職員 1 名の合併協議会派遣、栃木県市町村合併推進支援補助金 (1,500 万円以内)、市町村合併特別交付金 (合併後の措置として 3 年間で 6 億円)	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	14,413 千円
委託内容	新市建設計画策定業務委託、新市建設計画説明用ビデオ作成業務委託、合併シンポジウム開催業務委託、ホームページ作成委託、会議録作成等

5 . 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有 (定数特例 (定数 人) ・ 在任特例 (在任期間 年 ヶ月)) ・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	合併協議会において学識経験者及びその所属団体から「反対」の意見が多かったことや、「在任特例」に反対する住民の署名活動があった為。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (2005 年 7 月 19 日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	合併後の農地法等関係法令の業務を適切に処理するため、特例法の適用法は合理的と判断した。
(3) 三役	
旧佐野市	市長、助役、収入役は退職。
旧田沼町	町長、助役、収入役は退職。
旧葛生町	町長は新市の市長職務執行者 (新市長決定後、退職)、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	< 定数の削減 > 定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 < 新規採用の抑制 > 退職者の 3 分の 1 を不補充。
給与の調整	< 給料表の統一 > 合併時に統一。 < 給与の再調整・再計算 > できるだけ早くに再調整。
役職の調整	旧市町の職員数で按分して配置した。
(5) 組織・機構の整備方法 (合併と同時に部・課とも完全に統合)	

佐野市の組織機構を基礎として、新たに編成した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧佐野市	支所1箇所は引き続き支所として設置。	
旧田沼町	支所3箇所は引き続き支所として設置。	
旧葛生町	設置なし。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	新市としての一体性を促進するため。その他の諮問機関等の設置及びその検討もなし。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
特になし。		
(9) 上下水道使用料(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
上水道料金	合併年度及び翌年度に限り現行どおりとし、合併する年度の翌々年度より新料金を設定する。料金体系は旧葛生町の体系(口径別)で、新料金表を作成する。	
下水道料金	下水道受益者負担金の額は、現行どおりとする。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
賦課徴収方法	すべて保険税方式	保険税方式
所得割	旧佐野市 8.5% 旧田沼町 7.4% 旧葛生町 7.4%	合併年度及び翌年度は、不均一課税とする。
資産割	旧佐野市 48.0% 旧田沼町 50.0% 旧葛生町 50.0%	合併年度及び翌年度は、不均一課税とする。
均等割	旧佐野市 17,400円 旧田沼町 16,000円 旧葛生町 16,000円	合併年度及び翌年度は、不均一課税とする。
平等割	旧佐野市 20,700円 旧田沼町 20,000円 旧葛生町 20,000円	合併年度及び翌年度は、不均一課税とする。
(12) 介護保険事業(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧佐野市 2,887円 旧田沼町 2,700円 旧葛生町 2,600円	第1号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行どおりとし、第3期介護保険事業計画(2006~2010)策定の中で調整を図り、2006年度から統一する。
(13) 電算システムの取扱い(既存のシステムを並存させた)		

整備方法	基幹業務システム（住記・税・介護）については同一のシステムを採用していた。その他のシステムについては、基本的に佐野市のシステムに統一した。
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	佐野市と葛生町にあった同一町名の「朝日町」については、葛生町の方を「築地町」に変更した。葛生町にあった「中央東」「中央西」を「葛生東」「葛生西」に、「大字葛生」を「長坂町」「嘉多山町」「あくど町」に3分割した。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：6,111 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2005 年度～2006 年度）
総合計画	策定作業中（2005 年度～2006 年度）
(3) 合併による効果	
<p>< 行財政の効率化 > 3 市町各々で行っていた行政事務を一本化することにより、事務を効率化することが可能となり、事務用消耗品の注文等から大規模な施設の適正配置まで大きな経費の削減効果が望める。</p>	
<p>< サービスの高度化・多様化 > 福祉や教育などの住民からのニーズに対応するため、専任組織の設置や専門職の採用などにより、サービスの充実を図ることが可能となる。</p>	
<p>< 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開 > 旧市町の境界にとらわれず、より広い範囲で土地利用を考えることができることから地域の実情に合わせた合理的な土地利用が可能になる。また別々に整備していた道路・下水道・公園などが生活の実態に合わせて一体的・効率的に整備することができるようになる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p>< 役場が遠くなり不便になる > 分庁舎方式のため、部課を分散させることとなるが、市民に密着した分野については、「総合窓口課」を各庁舎に配置し、合併前のサービスを低下しないようにしている。</p>	
<p>< 中心部と周辺部の格差が増大する > 新市建設計画において、新市の速やかな一体性の確立と均衡ある発展を推進するため、中心部だけでなく周辺部のことにも配慮したまちづくりの方針を示し、今後の具体的な計画の中でも格差が生じないように十分考慮する。</p>	
<p>< 人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる > 新市建設計画において、新市の速やかな一体性の確立と均衡ある発展を推進するため、中心部だけでなく周辺部のことにも配慮したまちづくりの方針を示し、今後の具体的な計画の中でも格差が生じないように十分考慮する。</p>	
(5) 残された課題	
合併協議会において新市発足後、統合・再編するとして事項の調整 ・バス運行管理、補助金、交付金の取扱 など	